

第2回 名寄市農業委員会総会（令和5年2月）会議録

日 時 令和5年2月9日（木）

午前9時58分 開始

午前10時27分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1号	設定された権利の合意解約について	6件	承認
第3	議案第2号	農用地利用集積計画の作成について	6件	承認
第4	議案第3号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	5件	承認

第2回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 菅原一徳	9番 村上清	20番 小田桐正彦
2番 新田司	10番 安達啓治	21番 飯塚明夫
3番 藤野修一	11番 上手浩幸	22番 竹部裕二
4番 清水康史	12番 林秀典	23番 南原政幸
5番 高橋尚幹	13番 沼田清憲	25番 越孝則
6番 水間健詞	17番 横田浩二	26番 阿部貴代美
7番 飯村規峰	18番 中村敏夫	27番 又村裕司
8番 菅野真記子	19番 村中洋一	

欠席 14番 武田修一 15番 山上 瞳 16番 住田美紀
24番 鈴木英二

第2回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和5年2月9日（木）午前9時58分

会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは令和5年第2回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶をいただき、その後の議事進行についても、よろしくお願いたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。それでは、令和5年第2回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。本日は14番 武田委員、15番 山上委員、16番 住田委員、24番 鈴木委員から欠席報告を受けており、委員定数27名中、委員23名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項 在任委員の過半の出席となっていますので、総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、17番 横田委員、18番 中村委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、横田委員、中村委員に決定いたしました。

議 長： **日程第2、議案第1号「設定された権利の合意解約について」**を議題に供します。**番号28番、29番**について審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号28番29番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
番号28番、29番について、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号28番、29番をは承認することに決定いたしました。次の**番号30番**は、飯塚委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席願います。暫時休憩します。（10：01）

議 長： それでは議事を再開いたします。（10：02）
それでは、**番号30番**について審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号30番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。番号30番について承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号30番は承認することに決定いたしました。
暫時休憩します。(10:03)

議 長： それでは議事を再開いたします。(10:03)
引き続き、**番号31番から33番**までを一括して審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第1号 番号31番から33番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。番号31番から33番について、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号31番から33番は承認することに決定いたしました。

議 長： **日程第3、議案第2号「農用地利用集積計画の作成について」**を議題に供します。
初めに、**売買**について審査を行います。それでは、**番号35番**の審査を行います。
事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号35番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

飯塚委員： はい。

議 長： 飯塚委員。

飯塚委員： 21番 飯塚です。番号35番について説明します。まず所在地については、6ページをご覧ください。国道40号線と書いたマーカーが中央下のほうにあり、それから美深のほうに進むと智南とあります。そこを左側に行くと二股に分かれており、そこから約5~600m奥に入った部分と、その近隣の2ヵ所ほど点在した畑になります。牧草地として〇〇〇〇さんに賃貸していましたが、今回〇〇〇さんが全部処分したいということでした。まずは地区内で受け手を募りましたが、山間部ということもあり希望者がいませんでした。その後、賃貸している〇〇〇〇さんに相談したところ、今回は難しいという答えをいただきましたので、近隣を作付けしている〇〇〇〇〇〇〇〇さんに利用調整させていただきました。

2月7日10時半より、事務局、私と越委員と南原委員と共にあっせん委員会を開き、両者合意のもと売買は成立しています。なお価格につきましては、傾斜がかなりきついことや圃場も整備されていないことから3万円と設定しました。よろしく願います。

議 長： ただいま、飯塚委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号35番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号35番は原案のとおり決定いたしました。
続きまして、番号36番、37番について審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号36番37番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

上手委員： はい。

議 長： 上手委員。

上手委員： 11番 上手です。番号36番、37番の案件について説明します。2月7日9時半より風連庁舎において、農業委員から藤野委員、安達委員、私と事務局であっせん委員会を開催しました。

まず36番の案件の所在ですが、圃場が2ヵ所に分かれています。地図8ページの中央付近に26線がありますが、その東6号の角沿いの西側と、22線東6号の東角沿いが所在となります。買受者は隣接を耕作している〇〇〇〇さんで、単価は田17万円と20万円で両者合意のもと成立しています。

37番の案件の所在ですが、地図8ページに豊里と表示がありますが、その“里”のすぐ右側が所在になります。買受者は隣接で耕作している〇〇〇〇さんで、単価は田16万円で両者合意のもと成立しています。皆様の審議、よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、上手委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号36番、37番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号36番、37番は、原案のとおり決定いたしました。
続きまして、番号38番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号38番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 10番 安達です。番号38番について説明します。2月8日午前10時より、売り手〇〇〇〇さん、買い手〇〇〇〇〇〇さん、農業委員は私と武田委員、林委員と事務局3名によりあっせん委員会を第1会議室で行いました。所在については、8ページをご覧ください。国

道40号23線と書いてある上のほうに、三角の圃場がありますが、国道と交わる地点と7号沿いの2カ所の農地になります。売り手の申し出に基づき、利用調整ということで隣接地を耕作し、農地を最も効率的に利用することができると認められた〇〇〇〇さんを買手に決定しました。農地については、昨年まで小作されていたため農地的には管理されていますが、宅地周りについては、水はけも悪く、圃場の形状から作業効率などを踏まえて14万円。もう1カ所の7号沿いについては18万円と設定し、双方合意で成立となりました。皆さんの審議をよろしくお願いします。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号38番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号38番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**貸貸借**について審査を行います。
番号34番は、飯塚委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当いたしますので、本件終了まで退席願います。(10:13)

議 長： それでは議事を再開いたします。(10:14)
それでは、**番号34番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号34番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

越 委員： はい。

議 長： 越委員。

越 委員： 25番越です。番号34番について説明します。まず所在ですけれども、地図6ページです。中央下のほうに国道40号線というマーカーがあり、智恵文峠から智恵文のほうに向かっていくと、少し左手に智南という表示があります。智南の“南”の左側が今回の土地の所在となります。貸し手については、ご家庭の事情で規模縮小を希望されるということで、隣接地を耕作している〇〇〇さんとの貸貸になります。価格についても2千円ということで、智恵文の平均的な価格となっています。ご審議よろしくお願いします。

議 長： ただいま、越委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号34番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号34番は原案のとおり決定いたしました。
飯塚委員は席にお戻りください。(10:15)

議 長： それでは議事を再開いたします。(10:15)
引き続き、**番号35番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号35番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

新田委員： はい。

議 長： 新田委員。

新田委員： 2番 新田です。番号35番について説明します。まず農地の所在ですが、地図の8ページをご覧ください。地図の中央やや下に、マーカーで道道瑞生下土別線とありますが、その南北の通りの25線と26線の中央辺りが所在地になります。〇〇さんが規模縮小したいということで、隣接地を耕作している〇〇さんが規模拡大の意向があることから、両者合意のもとで新規の賃貸となっています。ご審議よろしく願いいたします。

議 長： ただいま、新田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号35番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号35番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： **日程第4、議案第3号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。それでは、**番号37番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号37番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

竹部委員： はい。

議 長： 竹部委員。

竹部委員： 22番 竹部です。番号37番について説明します。この案件は、議案第1号の28番で合意解約が成立した農地ですが、もともと瑞穂の奥にある農地なので〇〇さんの住宅からは遠く、〇〇さんが牧草地として賃貸していました。両方で相談をした結果、売買という形で整理したほうが将来的に良いだろうということで、今回3条での許可申請となっています。

す。皆さんの審議よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、竹部委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号37番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号37番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号38番、39番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号38番、39番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

清水委員： はい、会長。

議 長： 清水委員。

清水委員： 4番 清水です。番号38番、39番について説明します。この農地についてですが、まず〇〇さん同士は親戚関係になります。相続地の処分ということで、以前は弥生地区の酪農家が使用していた草地でしたが、手放したいという相談がありました。地域では該当者がいなかったため、近隣で畜産業をしています〇〇さんに相談させていただきました。前回の総会でありました〇〇さんの農地と隣接している農地です。場所的にも山間地ということで、あっせんではなく3条申請とさせていただきました。

議 長： ただいま、清水委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号38番、39番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号38番、39番は原案のとおり決定いたしました。
次の番号40番は、飯塚委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当いたしますので、本件終了まで退席願ひます。（10：23）

議 長： それでは議事を再開いたします。（10：23）
それでは、番号40番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号40番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

越 委員： はい。

議 長： 越委員。

越 委員： 25番 越です。番号40番について説明します。こちらは議案第1号の30番の案件で解約された土地を含む、その周辺の土地となっています。まず土地の所在ですけれども、地図6ページ。先ほどありました智南と書かれている所から、1km程度左側に行った国道40号線口の区画と、それから少し下において“南”と書かれている付近の農地となっています。今回規模縮小ということで面積も34haと大きい面積となっていますが、山地を含む条件不利地等も含めて、〇〇〇〇〇〇〇〇さんが耕作の意欲があるということで、一括して3条での売買許可申請になっています。皆様の審議よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、越委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： 意見がないようですので、番号40番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号40番は原案のとおり決定いたしました。
飯塚委員は席移動をお願いいたします。(10:24)

議 長： それでは議事を再開いたします。(10:24)
引き続き、番号41番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号41番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

又村委員： はい。

議 長： 又村委員

又村委員： 27番 又村です。41番について説明します。先月の総会で、〇〇さんが父親から相続した土地を〇〇〇〇さんが3条で購入した案件がありましたが、その土地の並びにある〇〇さんの姉である〇〇さんが所有する土地です。この土地についても、〇〇〇〇さんが買い受たいということでしたが、区画整理がされていないため、3条で購入することになりました。両者納得の上での申請ですが、よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、又村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号41番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号41番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第2回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。
(午前10時27分 閉会)

【公告：令和5年2月9日 番号3番】

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____